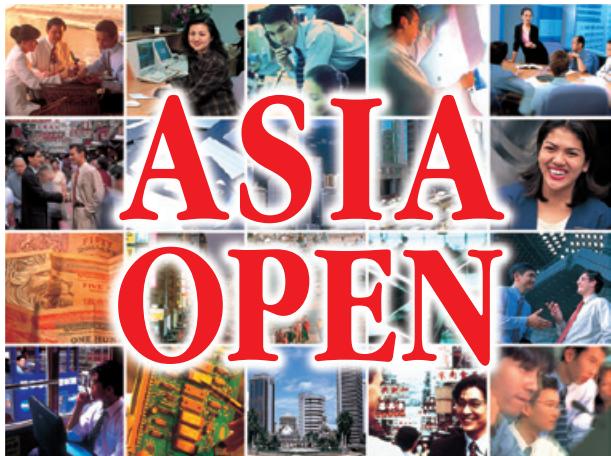


# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日  
2023年7月26日



## アジア オープン

追加型投信／海外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

**委託会社** ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

**0120-753104** <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**野村信託銀行株式会社**

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年1回	アジア	あり (高位ヘッジ)

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：50兆6526億円（2023年5月31日現在）

この目論見書により行なうアジア オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年1月25日に関東財務局長に提出しており、2023年1月26日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

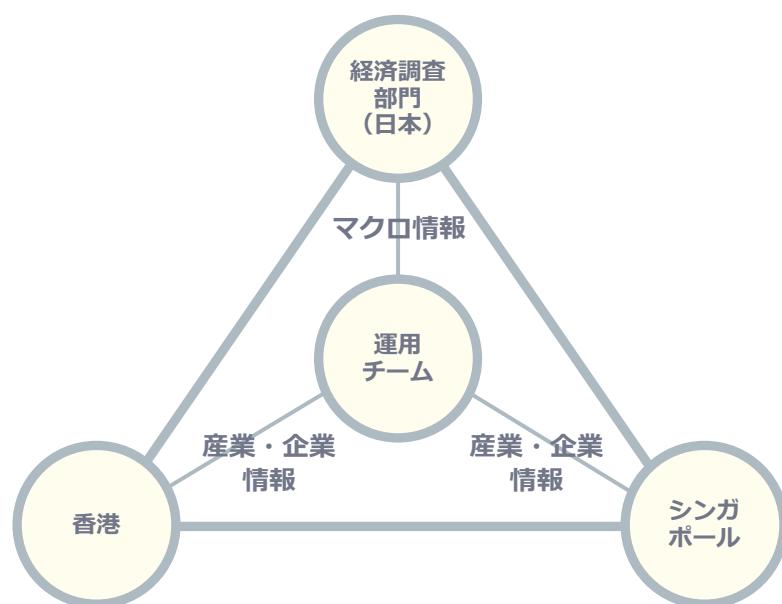
## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

アジア諸国（香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア等）の株式を主要投資対象とします。なお、アジアの投資可能対象国が拡大された場合には、その国へ投資する場合もあります。

### 投資方針

- 株式への投資にあたっては、東京、香港、シンガポールを拠点とする委託会社のアジア運用・調査体制を最大限に活かして、今後、成長率が高いと考えられるアジア諸国の株式の中から銘柄を選定し、分散投資を行ないます。

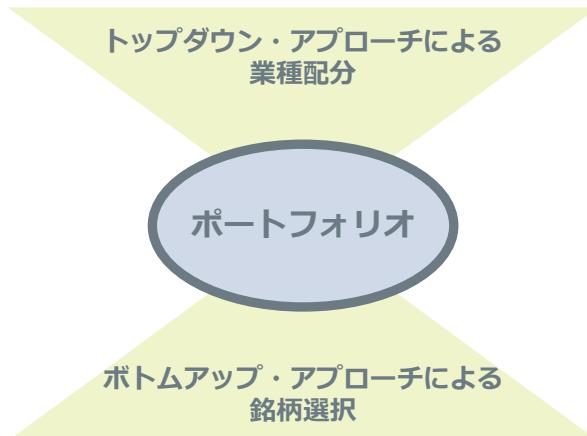


資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの目的・特色

- トップダウン・アプローチによる業種配分とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行ないます。
  - ◆ 業種配分は、経済・産業見通しを踏まえて決定します。
  - ◆ 銘柄選択については、株価収益率、株価純資産倍率等を用いた定量的な分析と個々の企業の競争力、財務体質、経営陣等の定性的な分析を行ない、決定します。



- 国別資産配分は、各国の成長性、カントリーリスク等に配慮し機動的に行なうことを基本とします。
- 株式組入比率は資金量、市況動向等によっては弾力的に行なう場合もあります。
- 為替変動に対しては、為替ヘッジによりリスクの低減をはかるなどを基本とし、為替動向に応じた機動的なヘッジ比率の変更を行ないます。
  - ◆ 各国金利差、経常収支、景況感格差等の定性分析および為替レートの購買力平価からの乖離、移動平均等に基づく定量分析を参考に、為替動向に応じた機動的なヘッジ比率の変更を行ないます。
- 「MSCI AC アジア フリー 除く日本（円ヘッジベース）※」をベンチマークとします。  
※「MSCI AC アジア フリー 除く日本（円ヘッジベース）」は、MSCI All Country Asia Free ex. Japan（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

### ■ 指数の著作権等について ■

MSCI All Country Asia Free ex. Japanは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用の権限の委託

運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	シンガポール共和国 シンガポール市

◆運用にあたって、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドは、ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 分配の方針

原則、毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、利子・配当収入等のほか、売買益等は基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの投資対象に含まれるマレーシア、タイ、インドネシア等の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、組入外貨建資産について、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、機動的な為替ヘッジ比率の変更も行ないます。したがって、為替変動の影響を受ける場合があります。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
  - ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
  - 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
  - ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
  - 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
  - ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
  - ファンドの投資対象に含まれるマレーシア、タイ、インドネシア等においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市场に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市场が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。



# 投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ● パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行なっています。

### ● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ※流動性リスク管理について

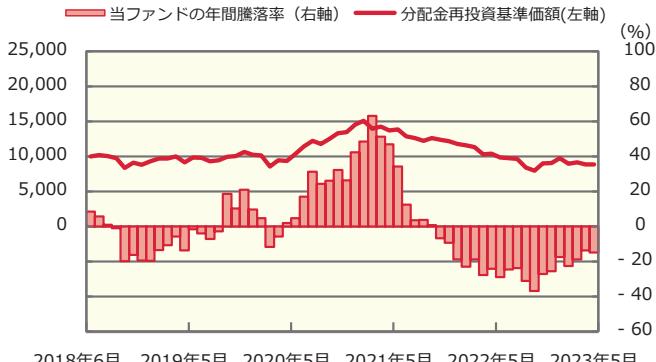
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



# 投資リスク

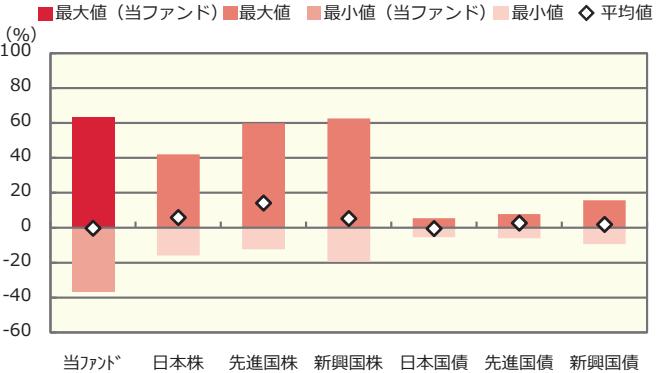
## ■ リスクの定量的比較 (2018年6月末～2023年5月末：月次)

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年6月 2019年5月 2020年5月 2021年5月 2022年5月 2023年5月

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	63.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 36.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 0.3	5.8	14.2	5.3	△ 0.4	2.7	2.0

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年6月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年6月から2023年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2018年6月から2023年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

#### ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

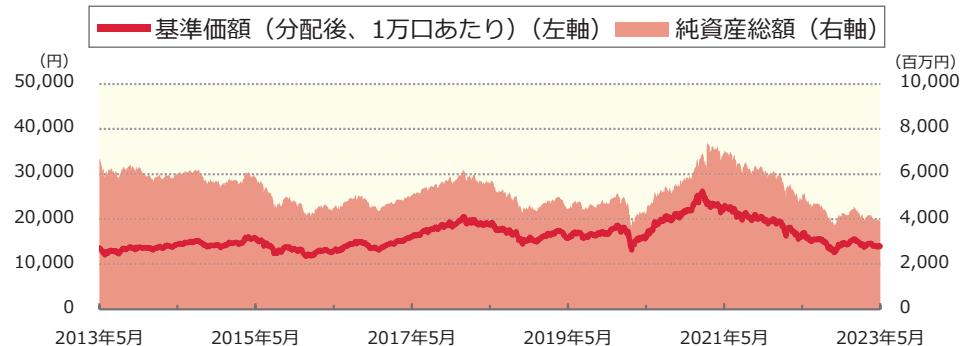
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）… 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）… MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債… NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）… FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）… 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファーメーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられていますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、「JPM」）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スポンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# 運用実績 (2023年5月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2022年10月	140 円
2021年10月	540 円
2020年10月	540 円
2019年10月	350 円
2018年10月	250 円
設定来累計	4,470 円

## ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	7.5
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	7.5
3	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	3.9
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	3.7
5	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	3.2
6	ZIJIN MINING GROUP CO-H	金属・鉱業	3.0
7	AIA GROUP LTD	保険	2.9
8	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	2.4
9	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	2.3
10	CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	飲料	2.1

国/地域別投資比率 (上位)

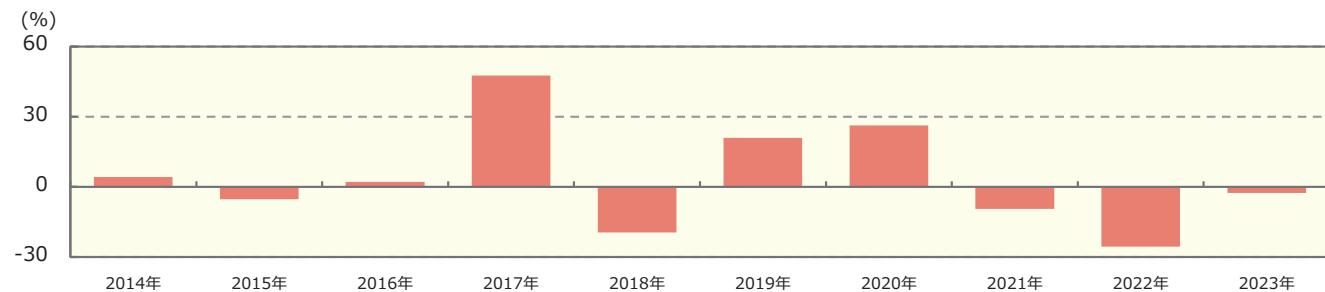
順位	国/地域	投資比率 (%)
1	香港	32.5
2	インド	17.9
3	韓国	17.2
4	台湾	16.8
5	インドネシア	3.4

業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	半導体・半導体製造装置	12.4
2	銀行	12.2
3	インターネット・メディアおよびサービス	9.2
4	大規模小売り	7.0
5	コンピュータ・周辺機器	6.3

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年1月26日から2023年10月24日まで
換金制限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「台湾証券取引所」および「香港取引決済所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	2023年10月26日まで（1993年10月27日設定）
繰上償還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）
信託金の限度額	3000億円
公告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 *上記は2023年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>2.2%（税抜2.0%）以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">ファンドの純資産総額</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">300億円以下の部分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">300億円超500億円以下の部分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">500億円超1000億円以下の部分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">1000億円超の部分</th> </tr> </thead> </table>				ファンドの純資産総額	300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超1000億円以下の部分	1000億円超の部分															
ファンドの純資産総額	300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超1000億円以下の部分	1000億円超の部分																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">信託報酬率</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年0.902%（税抜年0.82%）以内 (2023年7月25日現在 <b>年0.902%（税抜年0.82%）</b>)</th> <th colspan="3"></th></tr> </thead> </table>				信託報酬率	年0.902%（税抜年0.82%）以内 (2023年7月25日現在 <b>年0.902%（税抜年0.82%）</b> )																			
信託報酬率	年0.902%（税抜年0.82%）以内 (2023年7月25日現在 <b>年0.902%（税抜年0.82%）</b> )																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">支払先の役務の内容（税抜）</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">委託会社</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年0.42%</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年0.44%</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年0.46%</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年0.47%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">販売会社</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.30%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.30%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.30%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.30%</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">受託会社</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.10%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.08%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.06%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">年0.05%</td></tr> </tbody> </table>	支払先の役務の内容（税抜）	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.42%	年0.44%	年0.46%	年0.47%		販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%			
支払先の役務の内容（税抜）	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.42%	年0.44%	年0.46%	年0.47%																		
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%																		
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%																		
<p>* 上記配分は、2023年7月25日現在の信託報酬率における配分です。</p> <p>【運用の委託先の報酬】</p> <p>運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、ファンドの日々の平均純資産総額に、年0.18%の率を乗じて得た額とします。</p>																								
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・外貨建資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li> <li>・ファンドに関する租税等</li> </ul>																							



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

\* 上記は2023年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。